

鳥取縣公報

告 示

昭和二十六年五月十五日

第二千二百九十九号 火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

所 在 面 積 地 目

東伯郡灘手村大字上神字
クスマ一、一三三ノ一番地先

二三一、五五坪 道路敷
字西田一、一一五ノ四番地先 九、七五坪 //

// 一、一四五番地先 四、〇〇〇坪 //

〃大字谷字屋敷三〇六番地先 五一、三六坪 //

(關係圖面は土木部經理課に保管)

農地委員會告示

◆鳥取縣農地委員會告示第四號

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十八條の規定により氣高郡松保村外七箇村農地委員會より申請のあつた農地等交換分合計画を次のように認可した。

巾は 八ミリメートル

長さは 一センチメートル

(鳥取縣)

◆鳥取縣告示第二百二十六号

次の土地はその公用を廢止する。

昭和二十五年五月十五日

鳥取縣農地委員會

農地委員會名 申請年月日 認可年月日

氣高郡松保村 農地委員會

昭和二十六年四月十九日 昭和二十六年四月二十日

宝木村 逢坂村

昭和二十六年四月十五日

青谷町 勝部村

昭和二十六年四月三十一日

八頭郡船岡村

昭和二十六年四月十八日

日野郡石見村

昭和二十六年四月十六日

多里村

昭和二十六年四月十五日

公 告

◇資格審査結果公告第七十一號

(自昭和二十六年四月一日至昭和二十六年四月三十日)

昭和二十六年五月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令（昭和二十二年勅令第一号）、市町村長の立候補禁止に關する件（昭和二十二年勅令第三号）、昭和二十二年勅令第一号施行に關する件（昭和二十二年閣令内務省令第一号）及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならない。この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るよう市町村役場に編つて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣厅に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することができる。

資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員數

五九名

非該當決定者

五九名

○村選舉管理委員会委員

(1) 昇任又は任命予定者

五九名

審査を受けた公職及びその氏名

石見村 渡辺 米雄 清水 喜美

南谷村 山本 清恩 小林 武治 竹内 光藏

五千石村 塚田 善作

同補充員

南谷村 山本貞次郎

○町村固定資産評価補助員

酒津村 田中 繁藏 加納 乾 橋尾 和吉

瑞穂村 江谷 輝久 初田 清美

国中村 大野 民藏

上長田村 塚田 強

浦安町 山崎 武重

東郷村 林 利吉 奥田 勝幸

○農業共済組合理事

本池 史郎
松保村 柳田 豊
美穂村 林 栄治 横山 春男
大伊村 光徳村 池信 柳藏
大幡村 石本 雅義 山本 親男
成実村 佐藤 兼壽 大谷 尚雄 末吉 泰治
上野 忠雄

○村吏員及同任命予定者

日吉津村 中井 定利

花見村 濑能 清行 福田 近藏

勝部村 山下 重信

安田村 永田 護良

大御門村 片山 茂

日置谷村 仲川 紅葉

日光村 安田千鶴子 木村 克令

○國家地方警察事務官任命予定者

安達啓太郎

○水利組合會議員

金川俊道

○村監査委員

賀野村盤指菊三

○民生委員

上井町原田実

大山村勝部景年

松保村坪内薰

○労働事務官

横山義雄福田頼之杉原八郎

砂田隆之

○町投票管理者

黒坂町生田莊治郎

倉吉町西川岩松金山

○縣地方労働委員會委員

錦織雄吉松本巖

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可) 発行者鳥取縣鳥取市東町
印 刷 所 鳥取縣鳥取市東町 取
印 刷 所

昭和二十六年五月十五日印刷

鳥取縣公報

(回) 公選による公職の候補者

○村長立候補者

明治村竹内哲夫中村健三

○村議會議員立候補者

山守村天野治郎小椋定信反甫

平岩正義

榮